

○大阪広域水道企業団個人情報保護審議会規則

平成23年3月31日大阪広域水道企業団規則第6号

改正

平成24年11月26日規則第4号

令和2年3月31日規則第3号

大阪広域水道企業団個人情報保護審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、大阪広域水道企業団個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、企業長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（報酬）

第5条 条例第3条第1項の規定に基づき定める委員の報酬の額は、月額8,000円とする。

（費用弁償）

第6条 委員の費用弁償の額は、大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）により同規程第25条第2号に規定する上位職務者以外の者に対して支給する旅費の額相当額とする。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、経営管理部経営企画課において行う。

（委任）

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。